

議案第 34 号

調停について

下記のとおり調停の成立について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日

橋本市長 平木 哲朗

記

相 手 方	住 所 大阪市中心区久太郎町三丁目 5 番 17 号 会 社 名 自然エネルギーシステム株式会社 代表者名 代表取締役 黒澤 日出雄
	住 所 橋本市東家一丁目 2 番 24 号 会 社 名 橋本ソーラー発電所株式会社 代表者名 代表取締役 庄野 庸雄
事 件 名	平成 26 年(ノ)第 7 号 太陽光発電用地に関する紛争 調整調停事件
調停事項	(1) 市と相手方自然エネルギーシステム株式会社(以下「自然社」という。)との間の土地賃貸借契約は平成 27 年 3 月 15 日をもって解除により終了したことを確認し、相手方自然社は本件土地について、何ら占有権限を有しないことを確認する。 (2) 相手方自然社は、市に対して、平成 28 年 1 月 31 日限り、本件土地を明け渡す。ただし、それまでの間に、市と相手方橋本ソーラー発電所株式会社(以下「橋本ソーラー社」という。)との間で本件土地について新たに賃貸借契約が締結された場合は、この限りでない。土地明渡完了後、又は前ただし書きの契

	約締結後、市は、預かっている保証金及び敷金を精算し、余剰があれば相手方自然社に返還する。 (3) 相手方及びその利害関係人は、本件土地について何らの占有権を有しないことを確認する。 (4) 相手方自然社及びその利害関係人は、本件土地上に存する工作物、動産等について、何らの権限が存在しないことを確認し、市と相手方橋本ソーラー社に対して、一切の権利主張をしない。 (5) 調停成立後、本件土地及びその土地上の工作物、動産等について権利主張する者が現れた場合、相手方及びその利害関係人は、協力してこれに対処するものとし、市に一切の迷惑及び負担をかけない。
事件の概要	市が大規模太陽光発電事業用地として賃貸していた土地において太陽光パネルによる光害、雑草の繁茂による景観阻害等の苦情が発生した。市は相手方に対して、速やかに本件土地より発生する太陽光パネルによる光害等の苦情を解決すること及び発電事業の権利関係を整序した上で事業を開始することを求めた。